

令和 7 年度 志摩市測量・建設コンサルタント等業務発注基準

令和 7 年 6 月 1 日適用

志摩市における測量・建設コンサルタント等業務の一般競争入札にかかる発注については、別表「業種別発注基準」のとおりとします。

1 定義

(1) 地域要件

- ・市内業者：志摩市内にある本社、本店で志摩市入札参加資格者名簿に登録しているもの。
- ・準市内業者：本社又は本店が志摩市外にあるが、志摩市内にある支社、支店又は営業所等で志摩市入札参加資格者名簿に登録しているもの。
- ・県内業者：下記「県内本店」「県内支店」のいずれかに該当するもの。
県内本店：三重県内にある本社、本店で志摩市入札参加資格者名簿に登録しているもの。
県内支店：三重県内にある支社、支店又は営業所等で志摩市入札参加資格者名簿に登録しているもの。
- ・県外業者：三重県外にある本社、本店、支社、支店又は営業所等で志摩市入札参加名簿に登録しているもの。

(2) 技術者要件(配置予定技術者)

- ・「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括等を行うもので、契約約款等の規定に基づき、受注者が定めた者。
- ・「照査技術者」とは、成果物の内容について技術上の照査を行う者で、契約約款等の規定に基づき、受注者が定めた者。
- ・「技術士」とは、「技術士法」に基づいて行われる国家試験に合格し、登録した者。
- ・「技術管理者」とは、建設コンサルタント登録規程第 3 条第 1 項ロに基づき国土交通大臣が建設コンサルタント登録に必要な技術管理者として認定した者。
- ・「RCCM」とは、（一社）建設コンサルタンツ協会の定款第 4 条第 1 項第 6 号に基づく RCCM 資格制度施行規程第 4 条の資格試験に合格し、第 8 条の登録をした者。

2 共通事項

- (1) 新規に志摩市競争入札資格者名簿に登録された者（希望業種・部門の追加、支店等の新規追加及び申請団体の追加も含む。）については、登録日以降の入札公告分から入札に参加できるものとします。

〔例〕 6/1～6/30 受付・審査完了⇒7/1 名簿登録（毎月 1 日登録）⇒7/1 公告～入札参加

- (2) 管理技術者と照査技術者は兼ねることができません。
- (3) 管理技術者及び照査技術者は、受注者と 3 か月以上の恒常的な雇用関係にあるものとします。
- (4) 志摩市発注業務において、技術者は 3 件まで兼務することが可能です。
- (5) その他技術者の取り扱いについては、「志摩市測量・建設コンサルタント者等発注業務における配置技術者等の取り扱いについて」をご確認ください。

3 業種別発注基準

- (1) 業種別の発注基準については、次に定める基準を目安とします。ただし、業務の内容、性質又はその他特別な事業等で発注基準により難しい場合は、その都度、入札方法、発注基準等を設定します。

4 その他

- (1) 業種別発注基準のとおりに発注する場合は、入札審査会の審査を要しないこととします。

＜業種別発注基準＞

【測量】

測量法による登録業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		企業要件	備考
		管理技術者	現場代理人		
1,000 万円未満	市内・準市内業者	測量士	共通仕様書等に定める現場代理人	営業所毎に測量士を 1 名以上有するもの	—

※1,000 万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

【建築関係業務】

建築士法による登録業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件	企業要件	備考
		管理技術者		
1,000 万円未満	市内業者	1 級建築士	1 級建築士を 1 名以上有する 建築士事務所	新築工事における工事監理業務は第三者監理とする。

※1,000 万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

※「建築士事務所」建築士法第 23 条第 1 項に定める事務所。

【建設関係業務】

建設コンサルタント登録規程による部門登録がある業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		企業要件	備考
		管理技術者	照査技術者		
500 万円未満	県内業者	技術士・技術管理者・RCCM のうちいずれか（部門指定）	技術士・技術管理者・RCCM のうちいずれか（部門指定）	—	—

※500 万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

※「部門指定」公告で求める建設コンサルタント登録の部門に対応する部門とする。

【水道工事関係】

建設コンサルタント登録規程「上水道及び工業用水道部門」に登録がある業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		企業要件	備考
		管理技術者	照査技術者		
300 万円以上	県内業者	技術士 (上水道及び 工業用水道部 門)	技術士・技術 管理者・RCCM のうちいずれ か (上水道及び 工業用水道部 門)	技術士を 3 名以 上有するもの (上水道及び工 業用水道部門又 は下水道部門)	—
300 万円未満		技術士・技術 管理者・RCCM のうちいずれ か (上水道及び 工業用水道部 門)		技術士を 2 名以 上有するもの (上水道及び工 業用水道部門又 は下水道部門)	

※1,000 万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

【地質調査】

地質調査業者登録規程による登録がある業者であること。

予定価格	地域要件	技術者要件		企業要件	備考
		管理技術者	現場代理人		
300 万円以上	県内業者	現場管理者 又は 地質調査技士	共通仕様書等 に定める現場 代理人	現場管理者又は 地質調査技士を 3 名以上有するも の	コンサルタン ト業務を除く
300 万円未満				現場管理者又は 地質調査技士を 2 名以上有するも の	

※1,000 万円以上の案件及び業務内容・難易度等により当該発注基準により難しい場合は、入札方法、発注基準等を入札審査会に諮り発注することとします。

※「現場管理者」地質調査業者登録規程に基づき登録された者。

※「地質調査技士」(社) 全国地質調査業協会連合会の認定を受けた者。